

第4章 生活排水処理基本計画

4.1 基本理念

- 廃棄物の減量化と適正処理

～天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ないまち～

- 環境保全活動の推進

～快適な環境が保全され、低炭素社会が創出されているまち～

し尿の理想的な処理は下水道処理であり、本市においても、昭和44年から公共下水道の供用を開始し、着実に下水道の整備及び普及を進めてきました。しかしながら、下水道処理区域内にあっても、未水洗化家屋が残存している現状を踏まえると、今後も汲み取り便所及び浄化槽が残ると予測されます。

このような状況の下で、引き続き、その適正処理体制の確保及び浄化槽等の処理施設の適正な維持管理を図っていく必要があるため、本計画における基本理念を、ごみ処理と同じく、上記のとおりとします。

4.2 基本方針

基本方針 1

生活排水対策の推進

河川汚濁の原因の大半を生活排水が占めており、公共下水道の整備と併せて、各家庭から排出される生活排水を抑制することが重要な課題であることから、生活排水対策としては、公共下水道などの処理施設の整備はもちろんのこと、各家庭における汚濁物質の発生抑制や適正な排水も重要であると考えます。

4.3 数値目標

4.3.1 数値目標の項目

本計画では、計画の全容を可能な限り網羅し、市民・事業者・市にとってわかりやすく且つ取組の達成状況を把握しやすい指標として、以下の3項目の数値目標を設定します。

これら3項目が示す計画範囲及び基本方針との関係を図4-1に示します。

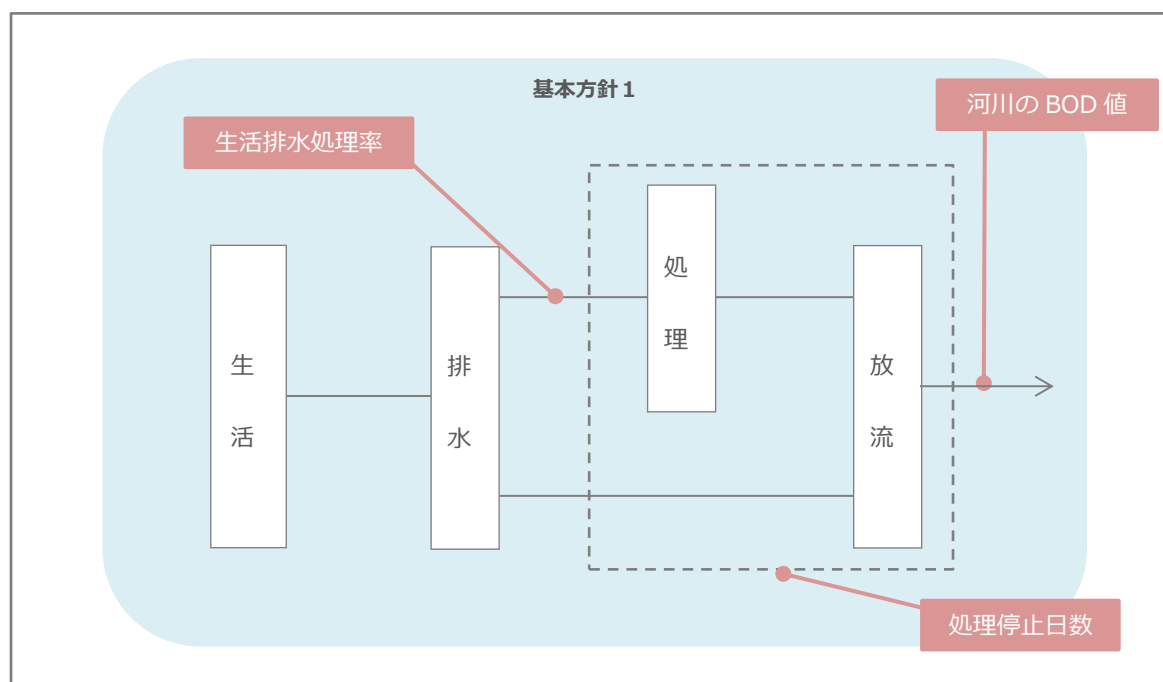
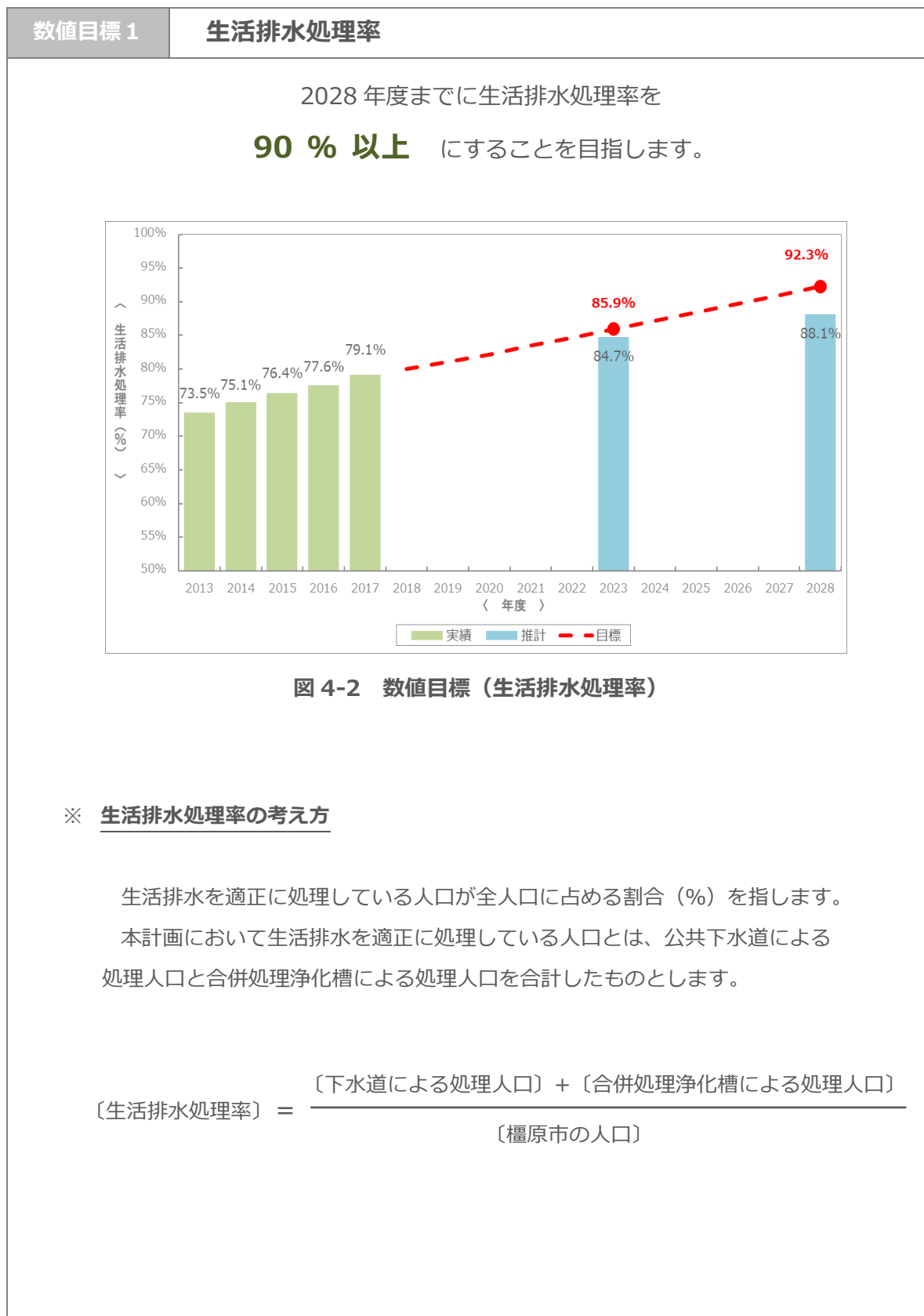


図4-1 計画範囲と数値目標の項目

4.3.2 数値目標



数値目標 2

河川の BOD 値

大和川の BOD 値を **5mg/L 以下** に維持することを目指します。

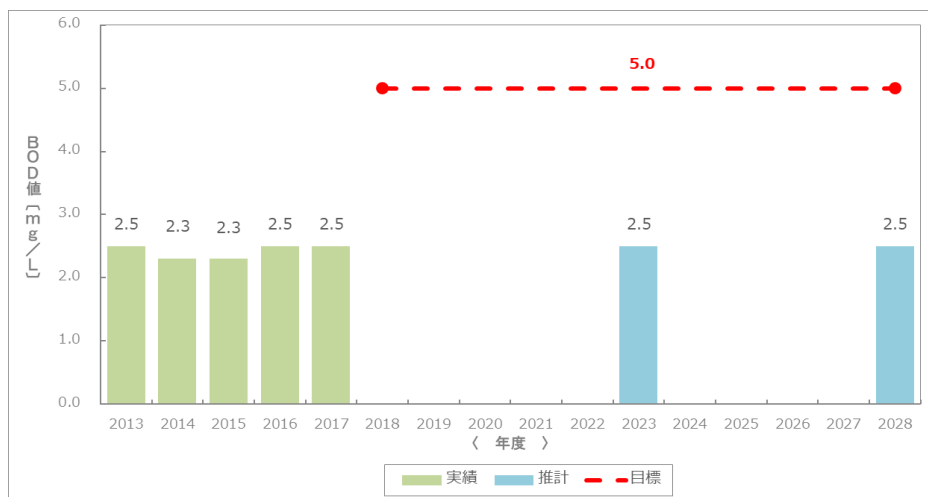


図 4-3 数値目標（河川の BOD 値）

※ 大和川の BOD 値の考え方

本計画で用いる指標は、国土交通省が公表する「全国の一級河川の水質現況」に記載される大和川の水質調査結果（平均値）とします。

数値目標 3

処理停止日数

処理停止日数を **0 日** に維持することを目指します。

※ 処理停止日数の考え方

本計画においては、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬・処理のいずれかの段階において処理が滞った日数を指します。（計画的なものを除く。）

廃棄物処理の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を達成するためには、市内で発生した廃棄物の処理を滞らせることなく適正に処理し続ける必要があるため、目標は0日としています。

4.4 処理体制

4.4.1 処理体系と処理主体

将来の処理体系は、図4-4のとおりとします。

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、引き続き許可制度を運用することとしますが、対象量の変化に応じて変更が必要な場合は見直しを行います。

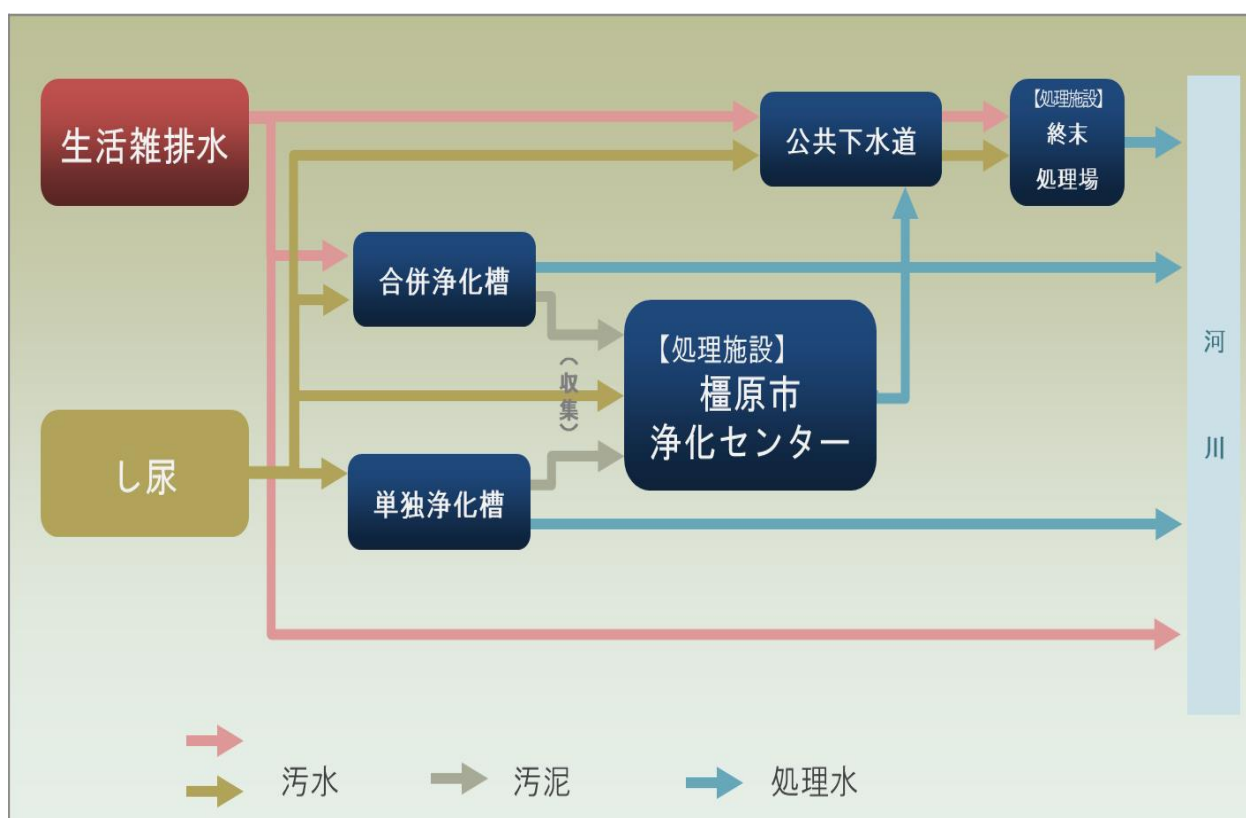


図4-4 生活排水処理体系（将来）

● 処理主体

処理施設の種類の種類	対象生活排水の種類の種類	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	市
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	所有者
単独処理浄化槽	し尿	所有者
し尿処理施設 (檜原市浄化センター)	し尿・浄化槽汚泥	市

4.4.2 処理形態別人口

処理形態別人口の将来推計は表4-1のとおりです。

引き続き、公共下水道の整備を進め、生活排水処理率の向上に努めます。

表4-1 処理形態別人口の推移

処理形態	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
1.計画処理区域内人口 (a)	125,073	124,489	123,842	123,337	122,723
2.水洗化・生活雑排水処理人口 (b)	91,918	93,479	94,590	95,720	97,076
① コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
② 合併処理浄化槽	13,216	13,295	13,380	13,499	13,557
③ 下水道	78,702	80,184	81,210	82,221	83,519
④ 農業集落排水施設	0	0	0	0	0
3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	22,760	21,035	19,981	18,579	16,908
4.し尿収集人口	10,395	9,975	9,271	9,038	8,739
5.自家処理人口	0	0	0	0	0
6.計画処理区域外人口	0	0	0	0	0
生活排水処理率 (b/a)	73.5%	75.1%	76.4%	77.6%	79.1%

処理形態	～	2023	～	2028
1.計画処理区域内人口 (a)		119,548		115,796
2.水洗化・生活雑排水処理人口 (b)		102,717		106,830
① コミュニティ・プラント		0		0
② 合併処理浄化槽		13,647		13,666
③ 下水道		89,070		93,164
④ 農業集落排水施設	～	0	～	0
3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)		10,220		4,735
4.し尿収集人口		6,611		4,231
5.自家処理人口		0		0
6.計画処理区域外人口		0		0
生活排水処理率 (b/a)		85.9%		92.3%

4.4.3 処理

(1) 目標

し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理形態を原則とし、公共下水道を中心とした衛生的で安全且つ安定した処理体制を推進するとともに、家庭内での発生源対策及び浄化槽等の適正な維持管理等のソフト面での対策を並行して実施します。

(2) 処理の方法

合併処理形態を推進しつつ、公共下水道の未整備区域におけるし尿及び浄化槽汚泥を収集・運搬し、本市が所有するし尿処理施設（橿原市浄化センター）にて適正に処理します。

なお、処理水については、引き続き下水道へ放流することとし、焼却残渣については、ごみ処理と同様、大阪湾広域臨海環境整備センターに処分委託します。

【し尿処理施設】

名称	橿原市浄化センター
所在地	橿原市東竹田町 148-1
処理能力	96 kL／日 (し尿 30kL/日、浄化槽汚泥 66kL/日)
処理方式	前処理 + 生物処理
処理主体	市

(3) 施設管理

① 計画的な整備

施設の点検整備を計画的に行い、適正且つ安定した処理機能を確保します。

長期包括運営委託事業の実施に際しては、モニタリングを確実に実施し、安定的且つ持続的な施設運営に努めます。

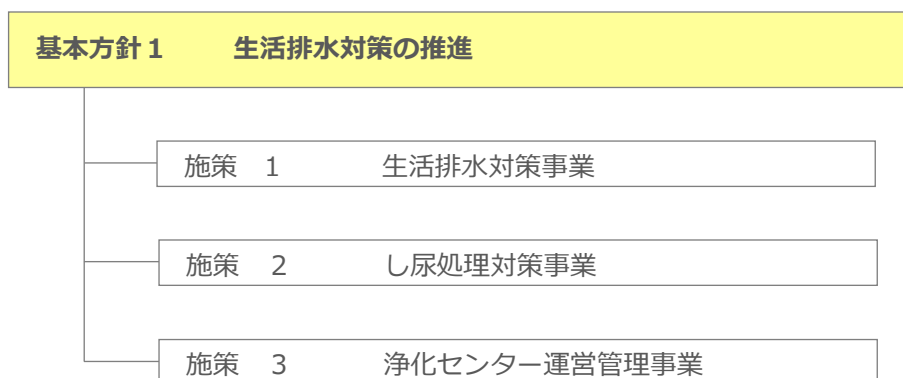
② 処理体制の効率化

本市は近隣自治体の要請に応じて、処理能力の余剰範囲内で処理支援を行うなど、県内中南和地域において中心的な役割を担っています。今後も、これまで同様に適正な施設管理を行い、この使命を果たします。

また、公共下水道の整備区域の拡大や人口減少に伴い処理対象となる廃棄物量の減少が予想されることから、財政負担の低減などを見据え、広域処理や効率的な処理体系について検討を進めます。

4.5 具体施策

4.5.1 施策体系



4.5.2 生活排水対策の推進

施策 1	生活排水対策事業
＜ 主な内容 ＞	
(1) 啓発活動 ● 飛鳥川流域の5市町村で構成する飛鳥川流域生活排水対策推進会議及び関係機関と協働し、駅前での街頭キャンペーンやイベント出展等を通じて、各家庭における生活排水対策の取り組みを促進します。 ● 自治会等が主体的に行う河川清掃を支援します。 (2) 環境教育 ● 水の大切さに関する出前講座や、NPO 団体との協働による「いきもの調査隊」などの講座を実施し、市民の自主的な環境教育への取り組みを積極的に支援します。 (3) 浄化槽設置整備事業補助金交付制度 ● 下水道事業の及ばない地域における生活排水処理対策として、所定の条件を満たす浄化槽の設置・整備に係る補助金を交付し、浄化槽の整備促進を図ります。 (4) 調査・研究 ● 大和川の BOD 値は安定しており、飛鳥川流域生活排水対策推進会議で事業実施している廃食用油回収事業も市民の間に浸透してきている。	

施策 2**し尿処理対策事業**

< 主な内容 >

(1) し尿等の収集

- し尿及び浄化槽汚泥の収集計画を策定し、し尿等の収集業務を円滑に実施します。
- 収集計画については、毎月の広報誌に掲載するなど、利便性の高い広報に努めます。
- 2年ごとに業者からの許可申請を受付、許可条件、指示書等を付して適正に制度運用します。

(2) 災害対策の推進

- 災害に起因する浸水等により、緊急にし尿収集の必要が生じた市民に対する、業者手配や減免処理等の緊急支援体制を整備し、早急な復旧を図ります。

(3) 調査・研究

- し尿及び浄化槽汚泥の収集量が減少することが予想されるため、効率的な収集体系や適正な料金体系についての検討を進めます。

施策 3**浄化センター運営管理事業**

< 主な内容 >

(1) 体制構築

- 処理量の推移を見極め、より効率的な運転管理体制の構築と、安全且つ安定した処理体制を持続的に確保します。
- 災害発生時などの非常時にも、公衆衛生の確保の観点から、適正且つ迅速に廃棄物を処理できる体制を構築します。

(2) 施設管理

- 適切な施設運営及び計画的な整備を実施し、施設の長寿命化を図ります。
本市の他の廃棄物処理施設と同じく、長期包括運営委託事業の導入を進めます。

(3) 調査・研究

- 処理対象となる廃棄物量の減少が予想されるため、より効率的な施設運営の在り方について検討を進めます。

4.6 市民・事業者・市の役割

4.6.1 市民の果たすべき役割

市民の役割
● 市、市民団体及び事業者と協働し、環境の保全及び創造に努めます。 ● 市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力します。 ● 美しいまちを守ります。 ● 身近な環境の保全のために、地域のつながりを深めます。 ● “水遊びのできる川づくり”を目指した取り組みに協力します。 ● 浄化槽等の適正管理に努めます。

4.6.2 事業者の果たすべき役割

事業者の役割
● 自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷を低減するための必要な措置を講じます。 ● 自らの事業活動において、環境の保全及び創造に支障を及ぼす事象が生じたときは、誠意をもってその解決に当たります。 ● 市が実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力に努めます。 ● 浄化槽等の適正管理に努めます。

4.6.3 市の果たすべき役割

市の役割
● 市民や事業者に対して、生活排水対策に関する情報提供や普及啓発等を行い、効果的な施策を展開します。 ● 市民や事業者の活動を支援します。 ● 安定的・効率的な処理システムを構築し、適正処理を行います

4.7 計画のフォローアップと事後評価

4.7.1 進行管理

本計画については、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆる PDCA サイクルにより、継続的に評価等を行います。

廃棄物減量等推進審議会※において、毎年、各具体施策の進捗状況を評価・管理し、達成状況等をホームページ等で広く公表するとともに、毎年度の実施計画の内容に適切に反映します。

〔廃棄物減量等推進審議会〕

根拠法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 7

担当事務：本市における廃棄物の排出抑制、資源化及び適正処理等
に関する重要事項を審議